

# 《埋蔵文化財発掘届出の提出時の注意事項》

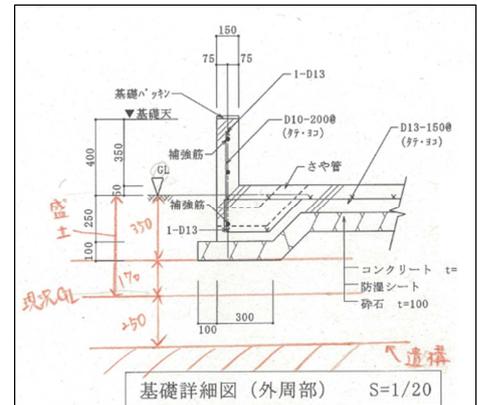
## ◎埋蔵文化財発掘届出(第6号様式-2)について

- ① 届出の書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内において、土木工事等によって、「土地を掘削する」ということを指しています。  
→「盛土だけ」など掘削を伴わない場合は届出不要。駐車場舗装工事でも擁壁設置のため掘削する場合は届出が必要。
- ② 記入する箇所は、申請者(建築主)の住所・氏名と太枠内の各項目です。
- ③ 所在地欄には、他の書類と同じ住居表示(丁目、番、号)もしくは地番までを記入して下さい。
- ④ 面積欄には、対象もしくは敷地面積を記入して下さい(建築面積ではありません)。
- ⑤ 土地所有者が複数の場合は、代表氏名の場合の他〇名として下さい。
- ⑥ 工事の概要欄は、簡潔に記入して下さい。
- ⑦ 工事主体者欄は、申請者(建築主)と同じにして下さい(通常は施主の名前です)。
- ⑧ 施工責任者欄は、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入して下さい。  
なお、未定の場合は、「未定」として下さい。
- ⑨ 着手時期・終了時期欄は、現在予定している時期を記入して下さい。なお、終了時期の不明な場合は、「未定」として下さい。**※工事着手時期が届出提出日から60日後でないとう受理できません。**
- ⑩ 参考事項欄は、事前の工事予定(解体等)など参考になる事項があれば記入して下さい。

## ◎添付書類について

①. 位置図 ②. 平面図 ③. 断面図 ④. 現況写真 ⑤. 登記簿謄本の写し ⑥. 基礎伏図 ⑦. 委任状

- ① 位置図は国土地理院発行地図や福崎町都市計画図1/1,500程度のものを添付して下さい。(住宅地図可)
- ② 平面図は、2階以上の平面図は必要ありません。  
柱状改良が行われる場合、建物面積における柱状改良の面積の割合を示してください。(太陽光発電パネル設置も同様。杭の直径と本数を示してください。)
- ③ 断面図は、現況地盤、地下の掘削深度がわかるものを添付して下さい。(記載がなければその場で聞き取り、記載いただきます。)
- ④ 現況写真は、工事箇所の全景が写っているものとし、2枚程度を目安にA4版1枚として調整して下さい  
(必ずカラーをお願いします)。
- ⑤ 登記簿謄本の写しは、届出地番のものを提出してください。
- ⑥ 届出者が代理人の場合、申請者からの委任状も添付して下さい。**※書類のやりとりを代理人と行うことになるため。**



断面図記入例

※書類は、紙の場合はA4版で作成し、教育委員会の社会教育課に提出して下さい。データ提出の場合は下記アドレスにお送りください。

埋蔵文化財発掘届出(第6号様式-2)と発掘調査承諾書を一緒に提出して下さい。なお、不明な点は、事前に相談して下さい。発掘承諾書については、確認調査の必要があればこちらから提出をお願いします。

※周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財発掘届出を提出せずに工事を行うことは、文化財保護法に違反しますので、必ず提出して下さい。提出を行わず工事を行った場合、工事の中止、または禁止を命令することがあります。

◎書類提出先：福崎町教育委員会社会教育課 ( mail : syakai@town.fukusaki.lg.jp )